⑤　大凶作や連続する不作などにより、民間在庫が著しく低下するなどの米が不足する時における備蓄米の放出については、食料・農業・農村政策審議会食糧部会において、放出の必要性に関し、作柄、在庫量、市場の状況、消費動向、価格及び物価動向等について総合的な観点から議論を行い、これを踏まえて、農林水産大臣が備蓄米の放出等を決定

としています。

他方、毎年11月の基本指針の変更後、不作以外の災害等による緊急事態により、主食用米等の需給見通しに沿った「主食用米等供給量」の確保に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、その供給量の減少分を備蓄米により代替供給できることとします。

なお、備蓄運営手法については、棚上備蓄方式による備蓄運営や、経営所得安定対策の実施状況など、今後の米穀の需給をめぐる状況を踏まえつつ、毎年検証を行い、適正かつ効率的な備蓄運営に向けて、今後とも必要な見直しを行うものとします。

2　平成28／29年の備蓄運営

平成28年産米の備蓄米としての買入契約数量は22.5万トンとなりました。

備蓄米の年産更新については、適正備蓄水準が100万トン程度（６月末）であることを踏まえ、保有期間が一定の期間を経過している米については、必要に応じて品質確認を行い、14.5～22.5万トンの範囲内で非主食用に販売することとします。

以上を踏まえた平成28／29年の備蓄運営は、表４のとおりです。

表４　平成28／29年の備蓄運営

（単位：万トン）

平成28年６月末備蓄量	A	91
平成28年産米買入契約数量	B	22.5
平成28／29年非主食用販売量	C	14.5～22.5
平成29年６月末備蓄量	D＝A＋B－C	91～99

第４　米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成７年度からガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグァイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成５年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

1　平成27会計年度の輸入状況

平成27会計年度においては、平成27年３月の基本指針第４に基づき、77万玄米トン（うちＳＢＳ（売買同時契約）方式による輸入10万トン）の輸入を実施すべく、順次買い付けを行い、その結果、全量（ＳＢＳは３万トン）を買い付けました。

2　平成28会計年度の輸入方針

平成28会計年度の輸入予定数量については、平成28年３月の基本指針に基づき、ＷＴＯ農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとします。

ＳＢＳ方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。

第５　平成29年産米における都道府県別の生産数量目標（需要量に関する情報）及び自主的取組参考値に関する事項

平成29年産米における都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値は、平成27年11月の基本指針に基づき、平成27年産米における都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値のシェアを固定し、第２の３の⑵で設定した平成29年産米における全国の生産数量目標及び自主的取組参考値を当該シェアで按分することにより設定します。

また、平成25年12月に農林水産業・地域の活力創造本部（本部長：内閣総理大臣）で決定された「農林水産業・地域の活力創造プラン」を踏まえれば、都道府県別の生産数量目標及び自主的取組参考値の設定は平成29年産限りとなります。

公　告

諮　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２８年（フ）第２４１号

福岡県久留米市天神町140－３　富久ビル201、住民票上の住所福岡県うきは市吉井町18番地10

債務者　高橋　一之

1　決定年月日時　平成28年11月28日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　富永孝太朗

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月20日午後２時

5　免責意見申述期間　平成29年１月27日まで

福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１８１号

三重県津市末広町16番31号　レオパレスアケノ第５－202

債務者　石津　正顕

1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　浅尾　光弘

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月24日午前11時

5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで

津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第４８０３号

大阪市淀川区東三国３丁目11番16－1502号、前住所大阪府茨木市島１丁目11番27号　フィオーレ華　201号

債務者　木村　博章

1　決定年月日時　平成28年11月30日午後３時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　竹田　真理

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月13日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで

大阪地方裁判所第６民事部

平成２８年（フ）第４０５号

岡山県真庭市下呰部886番地第18－105号

債務者　奥田　　守

1　決定年月日時　平成28年12月１日午前10時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　坂口　幸司

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月８日午前10時50分

5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで

岡山地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第２２０号

福岡県久留米市山川町1217番地１　スクエアⅢ107号

債務者　井上　慎一

1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　仲家　淳彦

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月20日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで

福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第２２１号

福岡県久留米市山川町1217番地１　スクエアⅢ107号

債務者　今井　千春

1　決定年月日時　平成28年11月30日午後４時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　仲家　淳彦

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年２月20日午後２時30分

5　免責意見申述期間　平成29年１月30日まで

福岡地方裁判所久留米支部

平成２８年（フ）第１９号

高知県香南市野市町西野2047番地

債務者　轟木　慶子

1　決定年月日時　平成28年12月１日午前11時30分

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　中内　　功

4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年３月10日午前10時30分

5　免責意見申述期間　平成29年１月31日まで

高知地方裁判所破産係